

## 中間とりまとめに向けて更なる検討が必要な事項について

## C-1水準対象医療機関の指定に係る整理(複数医療機関で実施/複数都道府県にまたがる場合)

### 整理が必要な事項

- C-1水準の対象となる、臨床研修プログラム及び専門研修プログラム/カリキュラムは、複数医療機関で研修を行うものが多く、また、研修先医療機関の所在地が複数の都道府県に分かれることもある。この場合、以下の点について整理が必要。
  - 研修先が複数の医療機関となる場合、すべての医療機関についてC-1水準医療機関としての指定が必要となるか。
  - 研修医療機関の所在地が単一都道府県ではない場合は、指定に係る申請等をどう行うか。

### 想定されるケース

(1年間に複数施設で研修する場合)

- 協力型臨床研修病院や連携施設では、比較的短い期間(2週間～3か月等)の研修を実施しており、これらの医療機関における労働時間を単独で見た場合にはA水準の労働であるケース
  - (※) A水準の労働とは、当該期間中の労働時間を年単位に換算した場合に、時間外・休日労働が年960時間以下となるもの

(2年間のプログラムで1年目と2年目で研修医療機関が異なる場合)

- 1年目はX病院、2年目はY病院と年単位で異なる医療機関で研修を行う場合で、
  - ・ X病院でA水準の、Y病院でC水準の労働をするケース
  - ・ X病院Y病院ともに、C水準の労働をするケース

(研修医療機関が異なる都道府県にある場合)

- 研修医療機関の所在地が複数の都道府県に分かれているケース。
  - 研修病院が複数の都道府県にまたがる場合の指定申請のあり方については、引き続き検討。

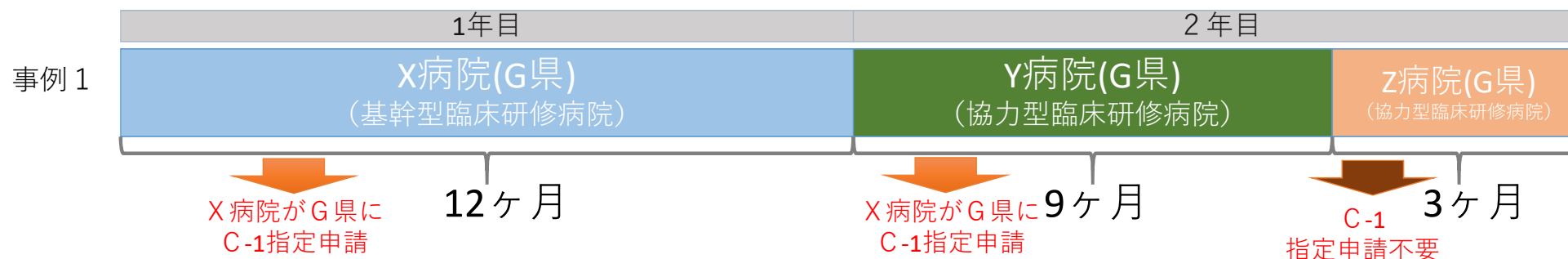
### 対応案

- C-1水準は年間の時間外労働時間の上限を定めているため、原則、プログラム期間中は、基幹型臨床研修病院がC-1指定を受け、年間を通じた時間外労働時間を管理することとしてはどうか。
- C-1水準医療機関プログラム中にC-1指定を受けていないB水準の労働を行う期間が存在する場合は、追加的健康確保措置はその医療機関で行うこととして、時間外労働時間はC-1指定医療機関に報告することとしてはどうか。
- C-1水準医療機関プログラム中にA水準の労働を行う期間が存在する場合は、当該期間に係る研修を実施する医療機関については、C-1水準の指定は不要としてはどうか。
  - ・ C-1水準で働く医師には連続勤務時間制限等が課されるが、A水準医療機関で働く場合には当該医療機関の他の医師と同様の形で働くと想定されるため。またA水準医療機関においても月100時間超の労働となる場合には面接指導が必要であることはC水準医療機関と同じであるため。
- また、C水準の指定の要否が判断できるよう、プログラムでは研修先医療機関ごとに想定される労働時間数を示すこととしてはどうか。

## C-1水準におけるプログラム内の各医療機関の水準適用に関する具体例

- 基幹型臨床研修病院が協力型臨床研修病院の分もとりまとめて、都道府県に申請することとしてはどうか。
- 各病院は、A水準相当の労働を超える場合（当該期間中の労働時間を年単位に換算した場合に、時間外・休日労働が年960時間を超える場合）（X病院・Y病院）には、C-1指定を必要とし、A水準相当の労働となることが予定されている場合には、C-1指定を不要としてはどうか。
- ただし、1年目・2年目ともに、年間を通しての時間外労働時間は、X病院・Y病院が定める36協定に基づく時間外上限時間を下回る必要がある。

**X病院は、X病院及びY病院がC-1水準の指定を受けられるようにG県に申請する。**



## C-1水準におけるプログラム内の各医療機関の水準適用 (研修病院が複数の都道府県にまたがる場合)に関する具体例

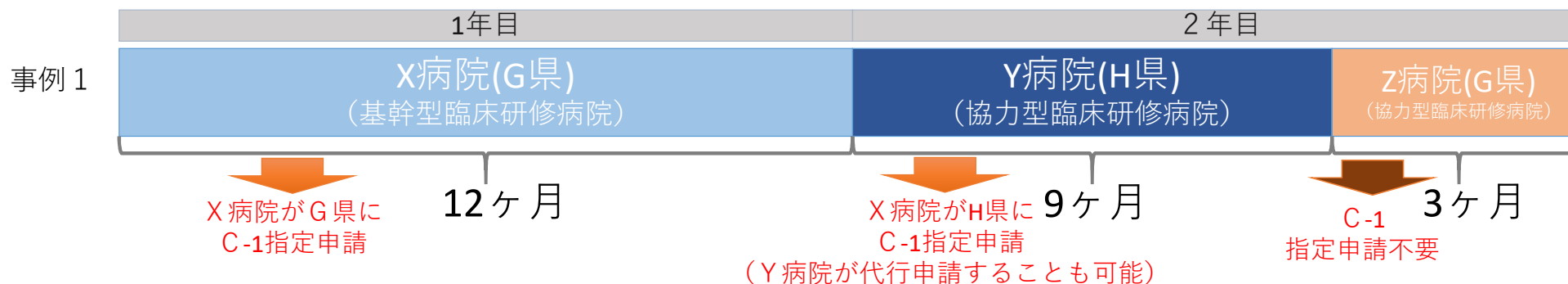
- 基幹型臨床研修病院が協力型臨床研修病院の分もとりまとめて、都道府県に申請することとしたが、他県に所在する協力型臨床研修病院がA水準相当の労働を超える場合（当該期間中の労働時間を年単位に換算した場合に、時間外・休日労働が年960時間を超える場合）においては、基幹型臨床研修病院が、他県に所在する協力型臨床研修病院のC-1指定の申請も行うこととしてはどうか。

ただし、協力型臨床研修病院が別のプログラムで基幹型臨床研修病院である等の場合において、基幹型臨床研修病院の代わりに、協力型臨床研修病院が申請することも認めることとしてはどうか。

- また、協力型臨床研修病院が他県にある場合においても、1年目・2年目ともに、年間を通しての時間外・休日労働時間は、**1860時間**を下回る必要があり、基幹型臨床研修病院が他の研修病院で研修している期間も管理し、追加的健康確保措置も履行されていることを担保する必要がある。

### 具体例

X病院は基幹型病院として、X病院のC-1水準指定をG県に、Y病院のC-1水準指定をH県に申請する。  
(ただし、Y病院はX病院の代わりにH県に代行申請することも可能とする)



### <いただいたご意見>

基幹型臨床研修病院が協力型臨床研修病院も含めて申請するというのであればやめていただいて、協力型臨床研修病院としてもきちんと病院の開設者の責任として意識して申請いただきたい。医師労働時間短縮計画は各病院が作成するものであって、基幹型臨床研修病院がとりまとめて行うものではない。管理者としては責任を持って健康確保措置を行うことになる。個々の病院が責任を持って申請していただくと、都道府県としても審査や指定後の立入検査等の実効性が確保される。

## C-1水準対象医療機関の指定に係る整理(更なる検討が必要な事項)

- C-1水準対象医療機関の指定に係る整理について、第4回及び第5回の検討会における議論を踏まえ、事務局において改めて次のとおり整理を行った。
  - ・ 基幹型臨床研修病院・基幹施設がC-1指定を受け、プログラム期間中の年間を通じた時間外・休日労働時間を管理することを原則とする。
  - ・ プログラム内の各医療機関は、当該医療機関における研修期間中の労働時間を年単位に換算した場合に時間外・休日労働が年960時間を超える場合にはC-1指定を必要とし、年960時間を超えない場合にはC-1指定は不要とする(その結果、基幹型臨床研修病院・基幹施設のC-1指定が不要となることもあり得る。)
  - ・ 基幹型臨床研修病院・基幹施設は、協力型臨床研修病院・連携施設(他県に所在する場合を含む。)が行うC-1指定の申請について、申請書類を取りまとめて都道府県に提出する等、申請に係る事務を代行することができることとする。
- 一方で、
  - ・ 基幹型臨床研修病院・基幹施設における研修期間中の労働時間を年単位に換算した場合に、時間外・休日労働が年960時間を超えない場合(すなわちC-1指定が不要となる場合)のプログラム期間中の年間を通じた時間外・休日労働時間の管理主体や、
  - ・ 協力型臨床研修病院・連携施設がC-1指定を受ける際の、医師労働時間短縮計画の作成や評価機能による評価の受審の在り方について、整理が必要である。



- 基幹型臨床研修病院・基幹施設は各プログラムの時間外労働時間の上限を設定して明示する必要があり、研修医が協力型臨床研修病院・連携施設で研修を受けている期間も含めて、当該研修医の時間外・休日労働時間を把握しなければならないことを踏まえ、基幹型臨床研修病院・基幹施設が自院のC-1指定の要否にかかわらず、プログラム期間中の年間を通じた時間外・休日労働時間を管理することとしてはどうか。
- C-1指定が必要な医療機関においては、各医療機関で医師の労働時間短縮に向けた取組や追加的健康確保措置が適切に実施されている必要があることから、医師労働時間短縮計画については、C-1指定が必要な医療機関ごとに作成することとした上で、毎年の当該計画の都道府県への提出については、事務手続き上、基幹型臨床研修病院・基幹施設が協力型臨床研修病院・連携施設の計画も取りまとめて提出することを可能としてはどうか。
- 評価機能による評価の受審についても、医師労働時間短縮計画の作成と同様、C-1指定が必要な医療機関ごとに受審することとした上で、基幹型臨床研修病院・基幹施設が訪問評価を受けている場合には、研修期間が1年未満の協力型臨床研修病院・連携施設については書面評価とすることを可能としてはどうか。

# C-1水準対象医療機関の指定に係る整理(案)

○：必要となる項目

	基幹型臨床研修病院／専門研修基幹施設		協力型臨床研修病院／専門研修連携施設		カリキュラム制における専門研修施設	
	A水準	A水準超え	A水準	A水準超え	A水準	A水準超え
時間外・休日労働の実態※						
時間外・休日労働時間数の上限の設定及び明示	研修期間中及びプログラム全体の時間外・休日労働時間数の上限を設定して明示する		研修期間中の時間外・休日労働時間数の上限を設定して明示するとともに、基幹型臨床研修病院／基幹施設に報告する		研修期間中の時間外・休日労働時間数の上限を設定して明示する	
時間外・休日労働時間の管理及び実績の明示	研修期間中及びプログラム全体の時間外・休日労働時間を管理し、実績を明示する		研修期間中の時間外・休日労働時間を管理し、実績を明示するとともに、基幹型臨床研修病院／基幹施設に報告する		研修期間中の時間外・休日労働時間を管理し、実績を明示する	
C-1水準の指定	-	○	-	○	-	○
C-1水準の指定の申請	○ ※協力型臨床研修病院／連携施設の申請について申請に係る事務を代行する場合のみ	○ ※協力型臨床研修病院／連携施設の申請について申請に係る事務を代行することも可能	-	○ ※基幹型臨床研修病院／基幹施設が申請に係る事務を代行することも可能	-	○
追加的健康確保措置	A水準に準ずる	B水準に準ずる	A水準に準ずる	B水準に準ずる	A水準に準ずる	B水準に準ずる
医師労働時間短縮計画の作成	-	○	-	○	-	○
都道府県への上記計画の提出	C-1水準の指定の申請に準ずる					
評価機能による評価の受審	-	○	-	○ ※基幹型臨床研修病院／基幹施設が訪問評価を受ける場合であって、当該医療機関における研修期間が1年未満の場合には書面評価でも可能	-	○

※当該医療機関における研修期間中の労働時間を年単位に換算した場合に、時間外・休日労働が年960時間以下の場合はA水準、年960時間を超える場合はA水準超えとする。